豊岡市社会教育基本計画

2024 年 6 月
豊岡市教育委員会

はじめに

近年、少子化・人口減少社会を迎える中、個人の価値観や生活意識の多様化、高度情報化社会の進展など、私たちを取り巻く社会環境は日々めまぐるしく変化しています。さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大は、経済活動を停滞させただけでなく、私たちの暮らしに大きな影響を及ぼしました。予測困難な時代において一人一人が変化を前向きに受けとめ、生き生きと充実した日々を送ることが望まれます。

社会教育は、学校教育以外の場における学習の機会を提供し、住民が自己の充実と生活の向上を図り、豊かな人生を送る上で大きく貢献するとともに、社会の発展に寄与してきました。

また、社会教育は、学校教育で取り扱われる内容の範疇に留まらない、社会の変化に即応した様々なテーマを幅広く学ぶことができます。住民自身が主体的に学ぶ意思を持ち、教え学び合う当事者となることで、その学びの成果が地域における活動に還元されるような循環が生まれることが期待されています。

さらに、人生 100 年時代を見据え、多様な個人それぞれが幸せや生きがいを感じるとともに、地域や社会が幸せや豊かさを感じられる「ウェルビーイング」の実現のためにも、社会教育が果たす役割はますます重要となります。

このような時代において、生涯学習・社会教育の意義と役割を再認識するとともに、より多様で複雑化する課題と向き合いながら、一人一人が豊かな人生を送ることのできる持続可能な社会をつくるために、主体的に学び続けることのできる環境が大切となります。

このたび、教育委員会では、国の動きや社会環境の変化を踏まえ、これからの社会教育関連施策の着実な推進に向けて、その基本的な方向性を定めることが重要であると考え「豊岡市社会教育基本計画」を策定することとしました。

本計画では、社会教育による学びや活動が活性化し、循環することにより、地域住民が充実した日々を送り、さらに活力あるまちとなることをめざしています。

市は、この計画に基づき、各種社会教育施策を展開し、本計画の理念の具体化に取り組んでいきます。さらに関係機関・団体や関係部局等と連携を図りながら、具体的方策に取り組み、本市の社会教育を一層推進してまいります。皆様のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、ご尽力を賜りました策定委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました皆様に心から感謝を申しあげます。

2024 年 6 月

豊岡市教育委員会

目 次

第１章　計画の概要

1　策定の趣旨 …… 1
2　社会教育の定義 …… 2
3　計画の位置づけ …… 3
4　計画の期間 …… 4
5　計画の策定体制 …… 4

第２章　計画策定の背景

1　今日の社会情勢
⑴　国・県の動向 …… 5
⑵　社会情勢の変化 …… 5
2　市の現状と課題
⑴　人口・世帯の状況 …… 7
⑵　豊岡市のめざすまちの将来像 …… 9
⑶　地域コミュニティの現状 …… 10
⑷　社会教育行政の現状 …… 11
⑸　社会教育の課題 …… 13

第３章　基本理念・基本方針

1　基本理念 …… 14
2　基本方針 …… 15
3　施策の方向性 …… 17

第４章　施策の展開

1　期待される役割 …… 18
2　関連分野における具体的な取組 …… 19

第５章　計画の推進

1　推進体制 …… 24
2　進行管理 …… 24

資　料 …… 25
・　策定委員会設置要綱
・　策定委員会委員名簿
・　策定経過
・　関係法令等

第1章　計画の概要

１　策定の趣旨

本市は、2012年「いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定し、「命への共感に満ちたまち」を実現することを市の長期目標として定め、その実現に向け取り組んでいます。

また、教育委員会は、2020年２月「ふるさと豊岡を愛し 夢の実現に向け挑戦する子どもの育成～非認知能力（やり抜く力･自制心･協働性）を子どもたちに～」を基本理念とする「第４次とよおか教育プラン」を策定し、このプランを学校園における教育・保育方針の核として位置付け取組を進めてきました。

一方、社会教育・生涯学習については、社会教育という広い枠組みの中で、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ分野など個別に計画やプランを策定し、様々な施策に取り組んできました。しかし、市の社会教育がどの方向に向かうのか、何をめざすのかといった方向性を定めたものはありませんでした。

中央教育審議会[1]「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（2018年12月）では、地域における社会教育の意義と役割として「社会教育」を基盤とした「人づくり・つながりづくり・地域づくり」が一層重要であると示されました。

近年、人口減少や少子高齢化、核家族化といった社会環境の劇的な変化が進み、インターネット等の普及や急速な進展等により、生活環境やライフスタイルは急速に変化しています。本市においても、人口流出による人口減少や少子高齢化が進み、また、住民の意識や価値観が多様化するとともに地域とのつながりが希薄化するなど、地域を取り巻く環境は変化しており、社会情勢の変化等に対応した社会教育を進めていく必要があります。

このような状況を踏まえ、本市の社会教育をより一層推進するため、市の社会教育のめざす姿や社会教育行政が果たす役割を示す「社会教育基本計画」を策定することとしました。

[1] 中央教育審議会：文部科学省に置かれている審議会のひとつ。教育・学術・文化に関する施策について文部科学大臣の諮問に応じて、調査審議し、大臣に建議する。

２　社会教育の定義

社会教育について、社会教育法及び教育基本法において下記のとおり定義されています。

社会教育法（社会教育の定義）
第２条　学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

教育基本法（社会教育）
第 12 条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）」（2018年12月）では、「社会教育は、学校教育の領域を除いたあらゆる組織的な教育活動を対象とするものであり、個人が生涯にわたって多様な学習を行い、その成果を生かす実践の機会を提供するものとして、生涯学習社会の実現に向けて中核的な役割を果たすべきものである。」とされています。

また、社会教育法第３条において、国及び地方公共団体の任務（社会教育行政の役割）として以下のように規定されています。

①　すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成する。

②　国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行う。

③　社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をする。

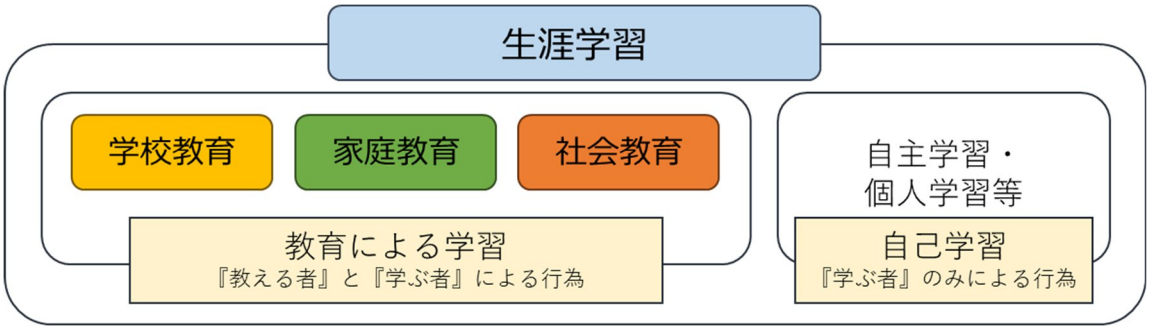

〔参考〕生涯学習の理念

◇教育基本法

第３条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

◇中央教育審議会答申（1990年）

生涯学習は、生活の向上、職業上の能力の向上や、自己の充実を目指し、各人が自発的意思に基づいて行うことを基本とし、必要に応じ、可能なかぎり自己に適した手段及び方法を自ら選びながら生涯を通じて行うものであること。

３　計画の位置づけ

本計画は、「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」の理念のもと、豊岡市における社会教育関連施策の指針となります。

社会教育を含む関連諸計画等と連携を図りながら、社会教育関連施策を総合的に推進します。

また、庁内の各部署においては、本計画の基本理念を踏まえ、施策や取組を行うとともに、関連諸計画等の策定（改訂）を行います。

図　計画の位置づけ

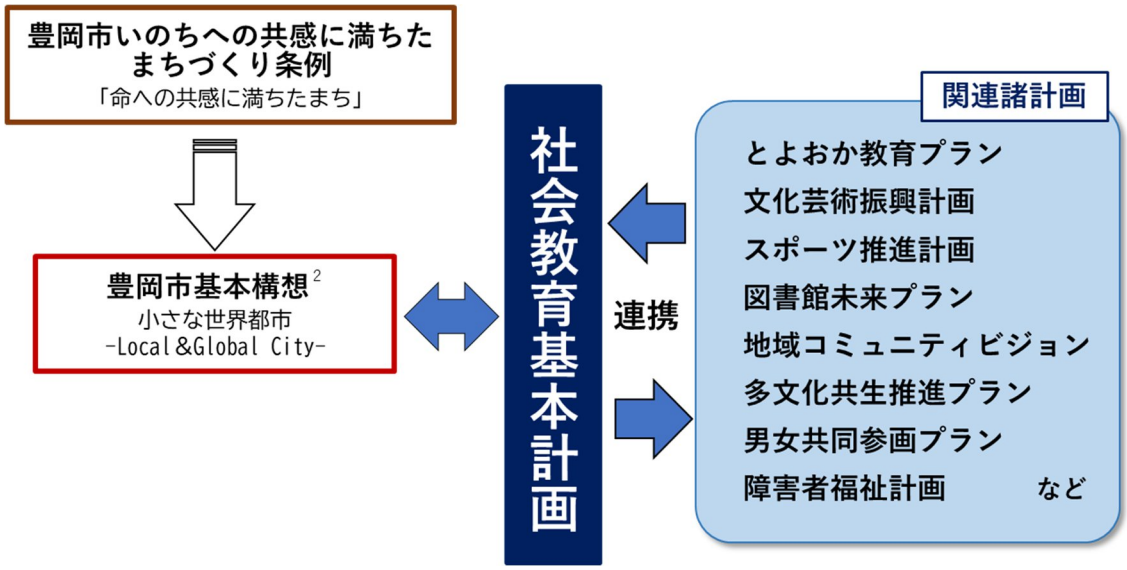

[2] 豊岡市基本構想：まちの将来像並びにその実現のための重点的な課題及び取組の方向を示す 12 年間の指針

４　計画の期間

本計画は、2024年度から2028年度までの５か年計画とします。

この５か年は、本計画の基盤整備の期間とし、関連諸計画等との整合性を図ります。また、長期的な視点を持ち、庁内の連携体制の強化と社会教育の普及を行います。

図　計画の期間

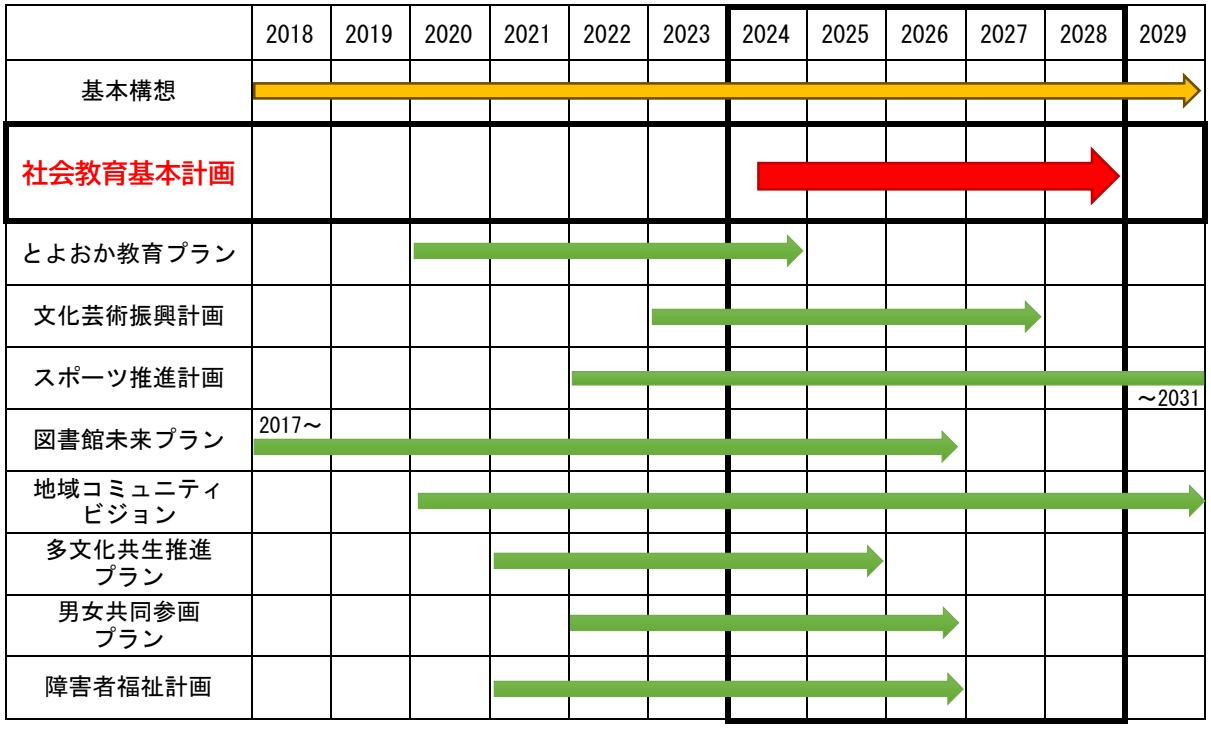

５　計画の策定体制

本計画の策定にあたり、各種関係団体・機関（地域コミュニティ、文化芸術、スポーツ、生涯学習、青少年健全育成、ＰＴＡ、障害福祉）の関係者、教育関係者、学識経験者で構成する「豊岡市社会教育基本計画策定委員会」を設置し、計画の内容等について意見を聴きました。さらに、庁内関係部署の職員で構成する「庁内検討部会」を設置し、各部署の社会教育関連分野の施策や取組、課題等について情報共有を行うとともに、意見交換を行いました。

また、広く市民の意見を本計画に反映させるため、2024年４月17日～30日にかけてパブリックコメントを実施しました。

第2章　計画策定の背景

１　今日の社会情勢

⑴　国・県の動向

ア　中央教育審議会答申及び生涯学習分科会報告

〇人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）

（2018 年 12 月）

地域における社会教育の意義と果たすべき役割として、「「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり」と、新たな社会教育の方向性として「開かれ、つながる社会教育の実現」が示されました。この答申では、「個々人の学びの意欲と学びの場への主体的な参画があらゆる社会教育活動の出発点となるとともに、今後の社会教育の展開には、首長部局・学校・NPO・企業等の多様な主体が、これまで以上に連携・協働することが必要となり、これらを実際に主導するために、専門的人材に加え、地域において様々な分野で活動する多様な人材が、様々な取組を実施することが重要である。」と示されました。

〇第 10 期中央教育審議会生涯学習分科会（2020 年９月）

「生涯学習・社会教育は、個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割を持つものであり、その要となるのが、学びの場を通じた住民相互の「つながり」である。この「つながり」が、新しい時代の生涯学習・社会教育の鍵となる。」と示されました。

イ　教育振興基本計画

2023年６月、第４期「教育振興基本計画」が閣議決定され、今後５年間の教育政策の目標として２つのコンセプト「持続可能な社会の創り手の育成」「日本社会に根差したウェルビーイング[3]の向上」が示されました。

ウ　兵庫県の動向

第４期「教育振興基本計画」を踏まえ、2024年３月、「第４期ひょうご教育創造プラン（兵庫県教育基本計画）」が策定されました。これまで基本理念としてきた「兵庫が育む　こころ豊かで自立する人づくり」を基本としながら、第３期重点テーマ「未来への道を切り拓く力の育成」を継承しつつ、更なる教育の振興を図るため「『絆』を深め、『在りたい未来』を創造する力の育成」を重点テーマとしています。

⑵　社会情勢の変化

ア　人口減少・少子高齢化の進行

日本の人口は、2008年をピークに減少傾向にあり、その内訳を見ると年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳から64歳まで）がともに減少傾向である一方、老年人口（65歳以上）

[3] ウェルビーイング：身体的・精神的・社会的に良い状態にあることをいい、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など将来にわたる持続的な幸福を含むものである。また、個人のみならず、個人を取り巻く場や地域、社会が持続的に良い状態であることを含む包括的な概念である。（第４期教育振興基本計画）

は増加を続けています。とりわけ地方では、若者の都市部への流出からくる人口減少や少子高齢化が急速に進み、地域の担い手の減少が深刻化し、まちの持続可能性を阻んでいます。

イ　デジタル化の進展

新型コロナウイルス感染症拡大の影響として、対面での学びや活動の機会が減少し、人とのつながりに変化が生じました。一方で、デジタル化は一層加速し、生活に大きな変化をもたらしました。ICT環境が整備され、オンラインやオンデマンドによる学習など学びの形が変化し、時間的・空間的な制約を超えた学び方が急速に広まりました。また、インターネット等を活用し、簡単に情報を入手することができ、発信もできるようになるなど、デジタル技術の活用は学びにおいても大きな変化をもたらしています。

一方で、ICT機器を利用できる者と利用できない者との間、持つ者と持たざる者との間に生じる格差（デジタルディバイド）が拡大することが予想されます。そのため、デジタル技術を理解して適切に活用するデジタルリテラシーの向上も必要とされています。

ウ　ダイバーシティ（多様性）の進展

社会の多様化が進む中、障害の有無や年齢、性別、国籍や文化的な違い、家庭環境などに関わらず、誰一人取り残されることなく、誰もが生き生きとした人生を送ることのできる共生社会の実現をめざし、その実現に向けた社会的包摂を推進する必要があります。

近年の外国人住民の増加、多国籍化など、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを深め、外国人住民が主体的に地域社会に参画し、自治会活動や防災活動など地域の担い手となる取組や、外国人の視点や多様性を生かした取組の推進が求められています。

エ　社会教育の必要性の高まり

人生100年時代、Society5.0[4]の到来、デジタル・トランスフォーメーション（DX）[5]の急速な進展、人と人とのつながりの希薄化など、社会が大きく変化しています。第11期中央教育審議会生涯学習分科会（2022年８月）において、生涯学習・社会教育が果たしうる役割として、①ウェルビーイングの実現、②地域コミュニティの基盤構築、③デジタル社会への対応、④社会的包摂の実現が示されています。

これからは、できるだけ多くの地域住民が自分の得意分野を生かしながらまちづくりに参加できるよう環境づくりが求められており、この環境を整える役割を社会教育が担っていると言えます。学びや活動を通して、住民相互のつながりを形成したり、地域の持続的発展へ関心を高めたり、まちづくりに協働的に取り組んだり、地域住民の主体性を引き出すため、社会教育の必要性が高まっています。

---

[4] Society5.0：サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会(Society)。狩猟社会(Society1.0)、農耕社会(Society2.0)、工業社会(Society3.0)、情報社会(Society4.0)に続く新たな社会を指すもので、第５期科学技術基本計画において我が国が目指すべき未来社会の姿として初めて提唱された。(内閣府 HP)

[5] デジタル・トランスフォーメーション(DX)：Digital Transformation の略。デジタル技術を活用した変革環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。(豊岡市 DX 推進戦略)

2　市の現状と課題

⑴　人口・世帯の状況

国勢調査結果に基づく本市の人口は、2010年85,592人から2020年77,489人と、10年で8,103人（約9.5%）減少しています。一方、世帯数は、2010年29,741世帯から2020年30,180世帯と、439世帯増加しています。一世帯あたりの世帯人員は、2010年2.87人から2020年2.56人と0.31人減少し、世帯の小規模化が進んでいるものと考えられます。

今後、人口減少のペースは加速し、2050年には49,032人になると推計されており、2020年と比較し28,457人（約36.7%）減少すると見込まれ、15歳から64歳の生産年齢人口の減少率は大きく、さらに少子高齢化は進んでいくと予測されます。

図　豊岡市の総人口と年齢４区分別人口の推移（2010～2050年）

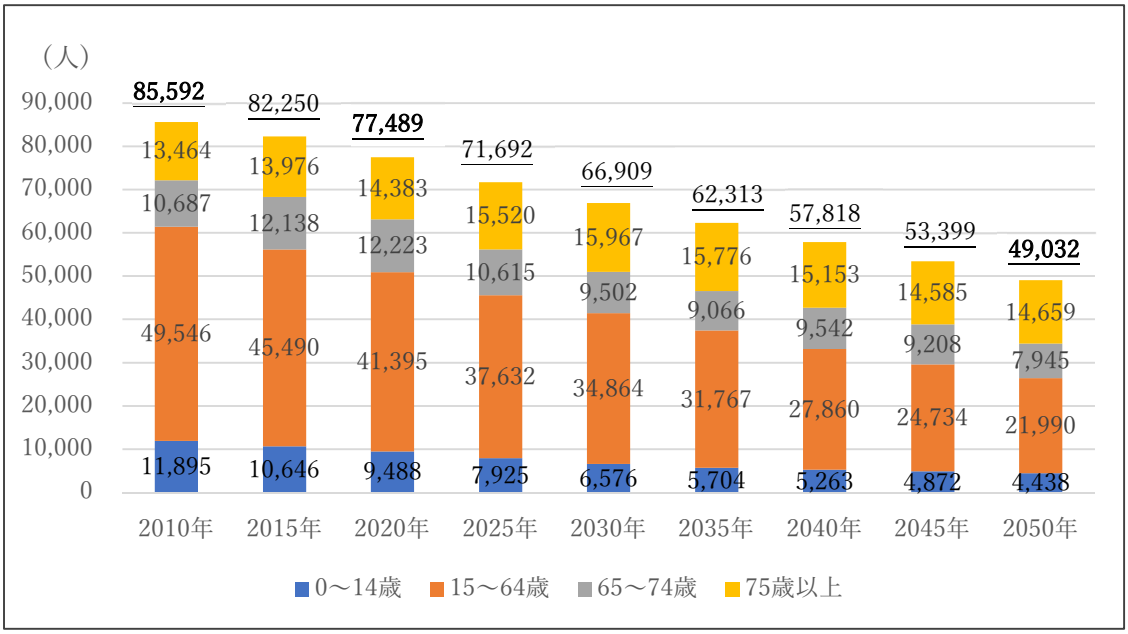

出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和５(2023)年推計)」
（2010～2020年は総務省統計局国勢調査による実績）

図　豊岡市の人口ピラミッドの推移

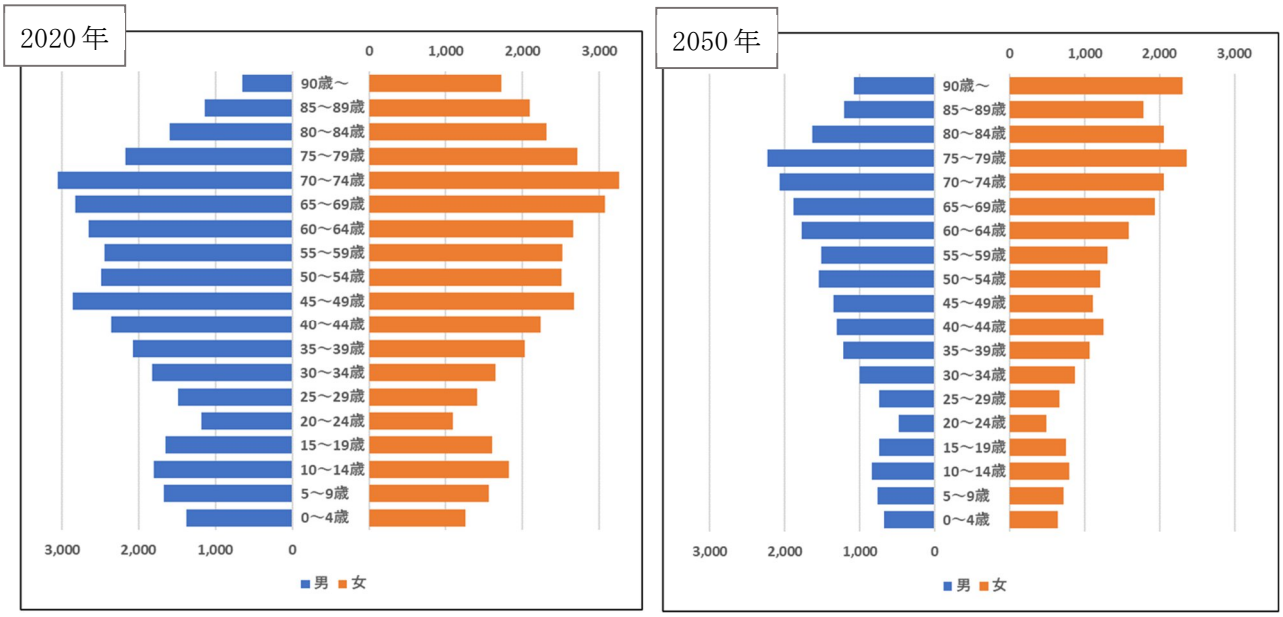

少子化の影響により、市内の小中学校の児童生徒数は減少傾向にあります。学校基本調査結果では、2013 年 7,227 人から 2023 年 6,010 人と 10 年で 1,217 人減少しており、複式学級が生じている学校もあります。教育委員会では、2021 年 12 月、子どもたちにとってより良い教育環境の整備と教育内容のさらなる充実を目的として、小中学校の適正規模・適正配置の考え方と、それを実現するための学校再編の進め方や再編の枠組みを示すものとして「豊岡市立小中学校適正規模・適正配置計画」を策定しました。各地域で再編に向け協議を進めており、2024 年４月時点で小学校は 22 校となり、2020 年度から７校が統合により廃校となりました。

また、本市の高齢化率は３割を超えており、2040 年には４割を超えると推計されています。平均寿命の延伸に伴い、高齢期が長くなる一方で、企業等における定年年齢の延長や再雇用制度等の導入が進み、働く高齢者が増え、地域の担い手の確保が難しくなっています。

⑵　豊岡市のめざすまちの将来像

2012年「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」を制定し、この条例では、「命は限られている」「命は支え合っている」「命はつながっている」の３つの視点に立って、まちづくりの基本的な柱や長期目標を定めています。さらに、条例では、この３つの視点をまちづくりの根幹に据え、

①「命を守るまちづくり」

②「一人一人を尊重するまちづくり」

③「ふるさとを愛するまちづくり」

④「挑戦する心を育むまちづくり」

⑤「人と生きものが共生するまちづくり」

を進め「命への共感に満ちたまち」を実現することを市の長期目標として定めています。

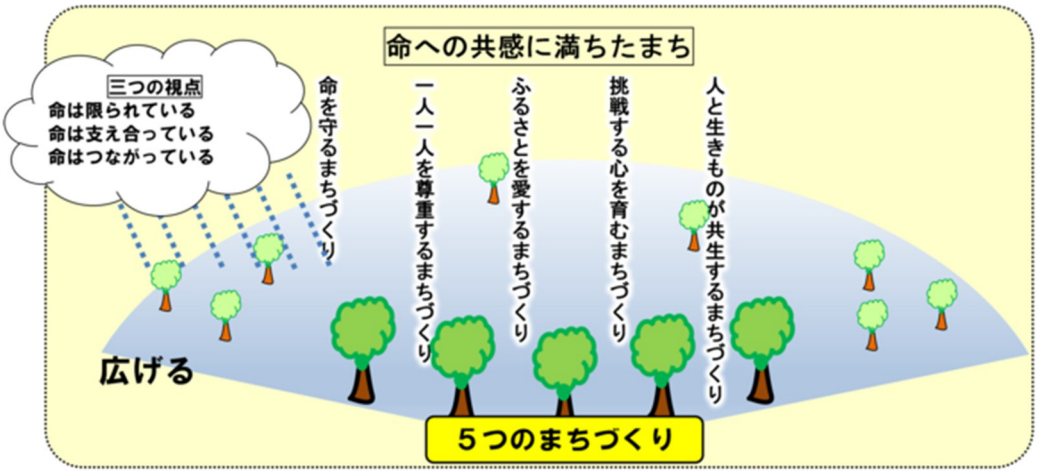

出典：豊岡市基本構想「命への共感に満ちたまち」

また、2017 年に策定した「豊岡市基本構想」では、めざすまちの将来像を「小さな世界都市－Local ＆ Global City－」としています。「小さな世界都市」とは、「人口規模は小さくても、ローカルであること、地域固有であることを通じて世界の人々から尊敬され、尊重されるまち」を意味します。「小さな世界都市」の実現に向け、以下の６つの主要手段を推進力として取り組んでいます。

①自然との共生が徹底されている。

②地域の歴史、伝統、文化が守られ、新しい工夫が加わり、引き継がれている。

③優れた文化芸術が創造され、人々が楽しんでいる。

④多様性を受け入れ、支え合うリベラルな気風がまちに満ちている。

⑤内発型の地域産業がすくすくと育っている。

⑥子どもたちが地域への愛着を育み、豊岡で世界と出会っている。

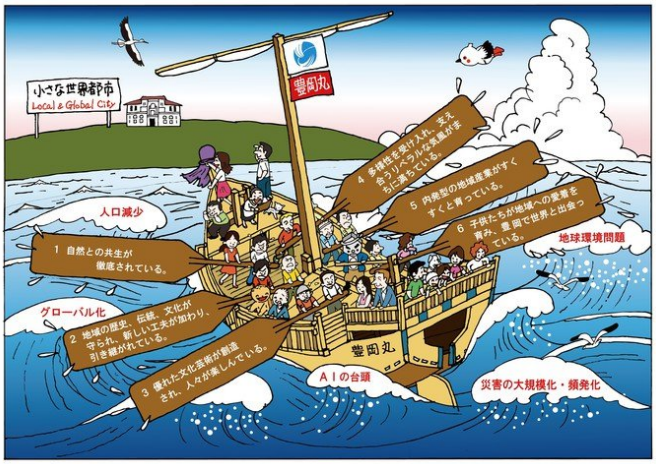

出典：豊岡市基本構想「小さな世界都市－Local＆Global City－」

これまで、「豊岡市基本構想」に定めたまちの将来像「小さな世界都市 －Local & Global City－」を実現するために、大都市にはない地域固有の魅力を磨き、世界で輝くことを通じて、「豊岡で暮らすことの価値」を再創造する取組を進めてきました。さらに、子育て支援の充実や若者の声がまちづくりに生かされる仕組みづくり、デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進による行政の効率化など、市民の利便性の向上に取り組み「豊岡に暮らして良かった」と市民が実感できるまちづくりを進めています。

⑶　地域コミュニティの現状

本市では、人口が減少し、少子化・高齢化が進むことで、行政区個々の力が弱まり行政区単独では解決できない課題が増えてきている状況の中、「自分たちの地域は自分たちで守る」ということを地域づくりの基本に置き、今後の地域づくりの方向を示すため、2015年２月に「豊岡市新しい地域コミュニティのあり方方針」（以下「あり方方針」という。）を定めました。あり方方針に基づき、市内全29地区（概ね小学校区）で地域コミュニティ組織を立ち上げ、さらにその活動拠点として、2017年４月に、それまでの地区公民館をコミュニティセンターに一新しました。

あり方方針では、公民館が担ってきた社会教育の分野を「人づくり」として継承するほか、「地域振興」「地域福祉」「地域防災」の分野を地域コミュニティ組織が担う重点機能として位置付けました。

地域コミュニティ組織の拠点となるコミュニティセンターは、地域住民にとって交流の場、地域コミュニティの形成の場として重要な役割を果たすとともに、身近な学習拠点として各種の講座やサークル活動が行われています。

2020年には、市が考える地域コミュニティの将来像、また、それを実現するための方策など、地区のめざす基本的方向性を示す「豊岡市地域コミュニティビジョン」を策定しました。各地域コミュニティ組織でも、それぞれの実情に応じた「地域づくり計画」が順次策定されており、多様な主体が参加した地域づくりが進められています。

⑷　社会教育行政の現状

本市は、文化芸術、スポーツ、地域コミュニティ分野などは、まちづくりや地域振興などと一体的に推進するため、2014年度に市長部局に地域コミュニティ振興部（生涯学習課、スポーツ振興課、文化振興課、コミュニティ政策課）を新設し、社会教育及び生涯学習の分野を市長部局での補助執行[6]としました。また、教育に関する職務権限の特例に関する条例[7]を制定し、スポーツ及び文化に関する事務を市長部局で管理及び執行すること（直接執行）としました。さらに、2020年度には、前述の条例を改正し、図書館、歴史博物館及び青少年センターの設置、管理に関すること、文化財の保護に関することも市長部局で直接執行することとなりました。市長部局において個別に計画やプランを策定し、積極的に施策等が展開されてきました。

その後、2023年４月、教育委員会に社会教育課を新設し、社会教育及び生涯学習の推進、青少年健全育成の推進に関する事務を執行することとなり、あわせて、図書館、青少年センターについても教育委員会の所管となりました。

図　「社会教育」イメージ図（社会教育に関連する主な事業）

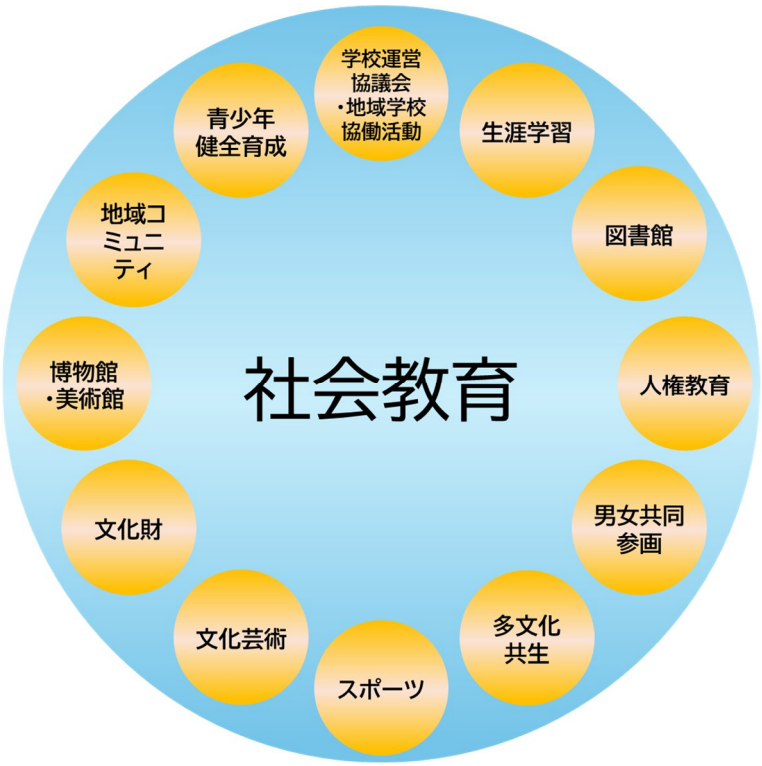

[6] 補助執行：地方自治法第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長と協議して市長部局の職員に執行させること。

[7] 職務権限の特例に関する条例：地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第23条第1項の規定に基づき、教育に関する事務の一部又は全部を、市長が管理し執行することができること定めた市条例

○社会教育に関連する主な事業及び施設の所管課（2024 年度）

<table>
<tr><th></th><th>社会教育関連分野・施設</th><th>所管課</th><th>主な計画等</th></tr>
<tr><td rowspan="8">市長部局</td><td>地域コミュニティ</td><td>くらし創造部地域づくり課</td><td>・地域コミュニティビジョン
・新しい地域コミュニティのあり方方針</td></tr>
<tr><td>多文化共生</td><td rowspan="2">くらし創造部
多様性推進・ジェンダーギャップ対策課</td><td>・多文化共生推進プラン</td></tr>
<tr><td>男女共同参画</td><td>・男女共同参画プラン</td></tr>
<tr><td>スポーツ</td><td rowspan="4">観光文化部
文化・スポーツ振興課</td><td>・スポーツ推進計画</td></tr>
<tr><td>文化芸術</td><td rowspan="2">・文化芸術振興計画</td></tr>
<tr><td>博物館・美術館</td></tr>
<tr><td>文化財</td><td>・歴史文化基本構想</td></tr>
<tr><td rowspan="2">人権教育</td><td>くらし創造部
多様性推進・ジェンダーギャップ対策課</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">教育委員会</td><td>学校教育課</td><td rowspan="2">・とよおか教育プラン</td></tr>
<tr><td>学校運営協議会[8]
地域学校協働活動[9]</td><td>学校教育課</td></tr>
<tr><td>生涯学習</td><td rowspan="2">社会教育課</td><td></td></tr>
<tr><td>青少年健全育成</td><td></td></tr>
<tr><td>図書館</td><td>社会教育課図書館</td><td>・図書館未来プラン</td></tr>
</table>

また、2005年度の合併当初から、社会教育法に基づき、学校教育、社会教育及び家庭教育(PTA)関係者、学識経験者などに社会教育委員を委嘱していました。しかし、社会教育における諸課題は多様化、複雑化し、範囲も広範に及んでおり、これらすべてを社会教育委員で議論することが厳しくなってきていました。一方、豊岡市博物館及び美術館運営委員会、豊岡市文化会館運営委員会、各種計画策定委員会など、分野ごとに委員会等を設置し、集中した議論を行い、各施策へ市民の意見を反映させていました。このような状況を踏まえ、社会教育全般を所掌する社会教育委員は、一定の役割を終えたものとし、2021年５月末の任期をもって廃止しました。

[8] 学校運営協議会(コミュニティ・スクール)：学校と保護者、地域がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映させることで、一緒に協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え「地域とともにある学校づくり」を進める、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の6に基づいた仕組み。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的な取組が推進されている。

[9] 地域学校協働活動：地域の高齢者、成人、学生、保護者、PTA、NPO、民間企業、団体・機関等の幅広い地域住民等の参画を得て、地域全体で子供たちの学びや成長を支えるとともに、「学校を核とした地域づくり」を目指して、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働して行う様々な活動（文部科学省HP）

⑸　社会教育の課題

本市では、社会教育という広い枠組みの中で、教育委員会及び市長部局において様々な施策を展開してきました。

本計画を策定するにあたり、関連諸計画等でのこれまでの取組等を振り返ると次のような共通する課題が明らかになりました。

ア　学習機会の充実

施策等の実施にあたっては、市民に学びや活動へ関心をもってもらい、参加を促すような工夫やより多くの市民が参加できるような環境（内容・実施方法など）を整える必要があります。

イ　効果的な情報発信

施策等の目的や内容が市民に広く伝わっていない、伝えられていない現状があります。学びや活動の機会を提供するとともに、その情報が市民へ届くよう、多様な手段で効果的に情報発信を行う必要があります。

ウ　人材確保・人材育成

様々な分野で指導者・支援者・ボランティアなど人材確保の課題が生じており、地域を支える人材育成が課題となっています。

第3章　基本理念・基本方針

本市の社会教育を推進する上で、めざす姿を明確にすることが重要です。本計画では、めざす姿を基本理念として掲げ、基本理念の具体的な姿を基本方針として定めます。

１　基本理念

学びや活動による
「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」の推進

本市においては、社会教育の意義や果たすべき役割として、

地域住民一人一人が学びや活動を通して、自分らしさや個性を発揮できる**「自分」づくり**

地域住民の学びや活動から生じる喜びや活力によりもたらされる**「生きがい」づくり**

地域住民の学びや活動を通して、住民相互が育む信頼や連帯を基礎にした**「つながり」づくり**

地域住民の学びや活動がまちの課題解決や活性化につながる、活力ある**「まち」づくり**

の４つを位置づけ、それらを基本方針の柱としました。社会教育は個人の成長と住民相互の関係性の醸成、そして地域社会の発展のすべてに重要な意義と役割を持っています。

本計画では、「社会教育」を基盤とした「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」を進めるとともに、活力あるまちとなるよう学びや活動の「好循環」が生まれることをめざします。

社会教育行政の役割は、学びや活動の環境づくりであり、社会や個人の変化に敏感でありつつ、地域の状況を踏まえながら、地域住民それぞれが「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり・まちづくり」に取り組めるよう、多様な学びと活動を支援します。

また、すべての人のウェルビーイングの実現のためにも、学習機会が保障され、学ぶことで充実感を得て継続的な学びにつながるよう、情報提供や仲間とつながりながら学ぶことができる環境整備を図ります。一方で、学びや活動に参加しにくい状況にある人や学びや活動から疎遠になっている人たち、学びたくても学べない人たちなど誰一人取り残されることのない社会的包摂の実現に向け、情報提供や啓発とともに様々な学習機会の提供に努めます。

２　基本方針

基本方針１　学びや活動を通した「自分づくり」

自ら学んだり、学びや活動の場に参加することで、豊かな自分づくりを行う。

【現状・課題】

多文化共生社会を迎え、私たちはこれまで以上に「自分らしさ（＝個性）」を発揮することがますます重要性を増すとともに、多様な他者の受容が求められています。

私たちはそれぞれに興味関心を持っており、それら興味関心が動機づけとなって学びたい・活動したいという欲求が生まれます。また、学んだり活動する中で興味関心がわいてくることもあります。

地域住民が主体的に、気軽に学びや活動に参加できる機会を提供するとともに、興味関心を広げ意欲的に参加できるような環境づくりが必要です。

【めざす姿】

個人の興味関心に応じて自ら学んだり、学びや活動に参加することで、地域における自分らしい在り方を見いだすことができます。それは同時に他者への寛容性を育むことにつながり、豊岡市民としての資質が高まります。

自分に合った学びや活動は、充実した日々を送ることを可能とするとともに、自分磨き（個性を磨くこと）にもつながります。そして、学びや活動を通して得た知識や経験により自分の存在意義や自己有用感を高めることをめざします。

基本方針２　学びや活動を通した「生きがいづくり」

学びや活動を通して「やりがい」や「生きがい」を感じられるようになる。

【現状・課題】

人生 100 年時代を迎えつつある中で、健康寿命の延伸が課題となっています。元気に生き生きと生きる秘訣のひとつに「生きがい」があることは論をまちません。これは、高齢者に限ったことではなく、現役世代、障害のある方、外国人市民、社会的に孤立しがちな方なども同様です。

「生きがい」とは個人が感じるものではありますが、同時に社会における関係性から生じていることも念頭に置く必要があります。社会や人とのつながりを持つためのひとつの入り口として、自分の興味関心に基づく学びや活動への参加が有効となります。

地域住民が生涯にわたって学びや活動に参加できる環境の整備を図る必要があります。

【めざす姿】

地域の魅力のひとつに、そこで暮らす人々が生き生きと心豊かに暮らすことが挙げられます。「生きがい」をキーワードに、一人一人が大切にされるまちとなることをめざします。

また、ボランティア活動や NPO 活動等への参加は、生きがい、やりがいにつながるとともに、自らの知識や経験を生かしながら、地域社会に貢献し、人々の交流を深めることにつながります。

基本方針３　学びや活動を通した「つながりづくり」

学びや活動により、人と人がゆるやかにつながりあっている。

【現状・課題】

核家族化や少子高齢化など社会状況やライフスタイルの変化など、地域を取り巻く環境は多様化、複雑化し、また、住民の関係性や地域とのつながりが希薄化しています。さらに、デジタル化の進展によって、人と人との直接的な結びつきは必須ではなくなりはじめました。

地域住民一人一人が学びや活動を通して個性を磨き自己を高めることを基盤としつつ、地域住民が交流したり、学び合ったり、協力したりすることで、地域でのつながりが増えていきます。このようなつながりから住民同士の信頼関係が構築され、まちづくりへと発展させていくことが重要となります。

【めざす姿】

学びや活動を通した個々の成長とともに、他者と学び合い、認め合うことで互いにゆるやかなつながりを形成していきます。「つながりづくり」を通して、地域の活性化が進む環境を整えていきます。また、同じ興味関心を持つ地域住民（仲間）との学びや活動によって、地域住民は互いの個性や多様性を認め合い、信頼関係を築くことになります。

地域と学校の連携を進め、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動に地域住民が関わることで、住民が新しいつながりをつくり「地域とともにある学校」づくりの土壌となることをめざします。

基本方針４　学びや活動を通じた「まちづくり」

学びや活動を通してできた「自分づくり」「生きがいづくり」「つながりづくり」によって、
持続可能なまちづくりに寄与する。

【現状・課題】

まちづくりの主役は地域住民であり、地域住民がまちづくりに参加することが理想的です。しかし、人口減少や少子高齢化、住民の意識や価値観の多様化もあり、地域の担い手は減少し、まちの持続可能性を阻む要因となっています。

多くの地域住民が自分の得意分野を生かしながら「まちづくり」へと展開させていくことが期待されます。また、多様な主体と連携することで、これまでになかった柔軟な発想やアイデア、新たな技術などを取り入れ、新しい学びや活動が生まれ、まちづくりへとつながることが期待されます。

【めざす姿】

地域住民が「自分づくり・生きがいづくり・つながりづくり」の中で身に付けた知識や経験が地域に生かされ、地域を変える力となり、結果として「まちづくり」へつながることを期待します。さらに、学びや活動の成果を地域の活動に生かすことで充実感が味わえ、そこから新たな学びにつながっていくことをめざします。

社会教育における学びや活動の延長線上にある「まちづくり」を行政と企業、民間団体、個人との垣根を作らず進めることで、地域住民の主体性を引き出す「まちづくり」へとつなげ、地域の活力も高めることをめざします。

３　施策の方向性

○ 情報提供、情報発信の充実を図ります。

例）SNS 等を用いた学びや活動の様子の発信

○ 多様なニーズに対応した学びや活動の機会の充実を図ります。

例）楽しく、身近で前向きに取り組みやすいテーマの設定

参加型イベントなど参加しやすい工夫

○ 社会情勢の変化等に対応した学びや活動の機会を検討します。

○ 地域住民の学びの場となる社会教育施設等は利用しやすい環境を整えます。

○ 学ぶもの同士が交流できるような機会の創出に努めます。

○ 学びや活動の成果を生かせる仕組みづくりを検討します。

例）社会参画やボランティア活動などにつなげていけるような機会や場の検討

○ 地域にある各種団体等の活動の支援を行います。

○ 多様な機関、団体等との連携を進めます。

なお、施策の実施にあたっては、ニーズとその必要性を精査し、取組を進めていきます。

第4章　施策の展開

１　期待される役割

本計画を推進していくには、行政と地域住民、地域・地域にある組織や団体、家庭、学校が互いに連携・協働して取り組んで行くことが不可欠です。それぞれの立場に、めざす姿が実現できるよう以下の役割を期待します。

■地域住民

・地域活動や地域行事など各種活動に積極的に参加することが望まれます。
・地域や地域課題、子どもや学校の活動に関心を持ち、関わることが望まれます。
・自らの学びや活動を地域や他者のために生かされることが望まれます。

■地域・地域にある組織や団体

・障害の有無、性別、年齢、国籍などに関係なく、誰でも参加しやすい学びや活動の環境づくりが望まれます。
・誰でも活躍できるような組織や運営体制づくりが望まれます。
・地域の実態やニーズに合った学びや活動の機会や、学びや活動の成果を生かせる場の創出が望まれます。
・学びや活動を通したつながりづくりや、そのつながりが広がることが望まれます。

■家　庭

・子どもの地域の学びや活動への参加を促すことが望まれます。
・保護者自身が地域の活動に積極的に参加し、その姿を子どもに見せる、伝えることが望まれます。
・保護者が地域で子どもを育てることを理解し合い、協力し合うことが望まれます。

■学　校

・「地域とともにある学校」づくりの取組の推進を図ります。
・学校運営協議会（コミュニティ・スクール）等を通じて、地域住民の関わりを広げることを進めます。

■行　政

・社会教育を推進する役割を担い、基本理念の実現に向け体制づくりに努めます。
・基本理念を踏まえた施策や取組を行うとともに、関連諸計画等の策定（改訂）を行います。
・地域のニーズや、実態や課題などの把握に努め、必要な支援を検討します。

２　関連分野における具体的な取組

本市では、社会教育に関連する分野ごとに計画等を策定し、施策や取組を行っています。

⑴（第４次）とよおか教育プラン

〔基本理念〕ふるさと豊岡を愛し　夢の実現に向け挑戦する子どもの育成

～非認知能力（やり抜く力・自制心・協働性）を子どもたちに～

子どもたちが地域の中で、体験的な学びと交流によって豊かな成長がかなえられるよう、学校・家庭・地域が連携・協働した教育の推進を掲げ、地域全体で子どもを育てる環境づくりに取り組んでいます。

2020年度より「地域とともにある学校」づくりを組織的に推進するため、「コミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）」の導入を進めており、2024年度には全小中学校に導入する予定です。「学校運営協議会」では地域の現状を踏まえた活発な意見が多く、学校と地域をつなぐ具体的な取組が提案され活動につながっています。また、地域と学校が相互にパートナーとして連携・協働する「地域学校協働活動」と一体的に推進します。

〔課題〕

一方で、人材確保の課題があります。地域の実情に合わせた設置方法を検討し、さらに、導入後の取組の充実に向け、先行事例の周知や講演会等、コミュニティ・スクールへの理解や活動を促進させる取組の検討を行います。

⑵（第２期）文化芸術振興計画

〔戦略目的〕文化芸術による「小さな世界都市」の実現

豊岡にいながらにして一流の文化芸術に触れられる環境をつくるため、地域の特色を生かした文化芸術活動など、さまざまな文化事業を行っています。また、多数の市民が参加している文化団体の多種多様な文化芸術活動や、市民主体の創作活動が展開されています。その活動は、文化芸術振興のみならず、地域の文化交流を通して地域づくりや地域コミュニティの活性化にもつながっています。

特徴的な取組のひとつに、「豊岡アートシーズン」として、ダンス・演劇・コンサート・展覧会など市の文化芸術事業の総合パンフレットの発行やSNS等を活用した一体的な広報と情報発信を行っています。

また、市民の文化芸術活動支援として、公募展（市美術展、伊藤清永賞子ども絵画展）を開催、文化芸術関係団体への支援も行っています。

〔課題〕

官民を問わず、市内で実施されている文化芸術事業・活動を総合的に広報できる仕組みを構築するなど、より多くの市民が参画できるような環境を整える必要があります。

⑶（第２期）スポーツ推進計画

〔基本理念〕健康で笑顔あふれる元気なまち「スポーツパークとよおか」

スポーツに対しては、青少年の健全育成や地域社会の再生、心身の健康の保持増進、社会・経済の活力の創造など多面にわたる効果を期待する声が寄せられており、関係団体とともにさまざまなイベントや教室などを実施しています。特に、超高齢社会の中にあって、健康寿命を延ばしていくことは健康で活力に満ちた地域社会の実現に不可欠なことであり、スポーツに関心のある層だけが参加するこれまでの施策から、関心のない層にも焦点をあてたスポーツ施策を推進しています。

また、スポーツ協会、スポーツ少年団体、スポーツクラブ２１など各種スポーツ関係団体等に対する活動支援を行うとともに、既存市立スポーツ施設と学校開放事業によりスポーツに親しめる環境整備を行っています。

〔課題〕

事業内容の魅力アップや効果的な広報など情報発信の強化を行う必要があります。

女性の働く世代におけるスポーツ実施率の低さなどが挙げられ、生涯にわたっていきいきと過ごすために、スポーツを日常生活に取り入れていく施策が望まれます。

地域におけるスポーツ活動の推進を担う指導者が不足しており、その育成が必要です。

⑷　図書館未来プラン

〔めざす姿〕図書館を学びとつながりの場として活用し、豊岡の暮らしを楽しむ人が増えている

市立図書館は、本館と５つの分館で構成され、あらゆる情報提供の拠点としての役割を担っています。読書を通じて想像力あふれる感性を育み、“学び続けること”を支援し、だれもが居ることのできる場所、また、活躍のきっかけづくりの場所となるなど、様々な目的に応じた場の提供を行っています。

市民が生活動線上で図書館資料を返却できるよう商業施設内に返却ポストを設置したり、館内にセルフ貸出機を設置するなど利用しやすい環境整備を進めています。また、電子書籍の導入を進め、多様な読書形態を提供して読書活動を推進しています。

つながりと活躍のきっかけづくりでは、市民協働事業として市民団体が企画実施するマルシェやワークショップを誘致するなど、広く市民が図書館を利用するきっかけづくりを行っています。図書館での作品展示も、市民の図書館への来館のきっかけとなっており、図書館が市民の活躍の場として認識されつつあります。

〔課題〕

誰もが情報を入手できるような体制をつくり、読書による市民の学びを支援するとともに、民間文庫等との連携や図書館運営への市民参画を進めていく必要があります。

⑸　地域コミュニティビジョン

〔理念〕　誰もが安心して幸せに暮らし続けられる地域

誰もがその地域を誇りに思い、お互いに助け合い、安心して、また、幸せを感じながら暮らすことができる地域を実現するため、めざす地域コミュニティの将来像の実現に向けた施策を、地域コミュニティ組織と協働で進めています。

基本方針として、①住み続けられる地域の維持、②暮らしやすさの持続、③個性ある地域の誇りづくりを掲げ、その下に９つの具体的なコミュニティ像を示しています。

例えば、「住み続けられる地域の維持」の具体像に「地区住民みんなで持続可能な住民自治が行われている」があります。地域コミュニティづくりでは、地区単位の取組だけではなく、行政区単位の自治運営も含めて、地区全体の自治運営の仕組みを住民皆で考え、創り上げていける地区をめざすこととしています。

「暮らしやすさの持続」の具体像には「地区のすべての人が支えあっている」があります。年齢・性別・国籍等に関係なくすべての人がお互いを認め合うことが地域の活力となり、そのためには、誰もが社会参加できる環境や仕組み、学びの場をつくることが必要だとしています。

「個性ある地域の誇りづくり」の具体像には「地区住民が学び合い豊かに生活している」があります。次世代の人づくりを見据えた社会教育を行う地区をめざすとともに、学校教育の現場に地域住民が参画し地域特性を活かした学びの場を提供、セミナーや講座など住民ニーズに合った取組を行うこととしています。

〔課題〕

地域コミュニティと学校は、それぞれが子どもたちの夢を実現していく当事者として、互いに連携・協力して、子どもたちの教育に取り組む必要があります。

また、多くの地域コミュニティ組織は、各種講座やスポーツ大会、文化祭などの社会教育活動を地区公民館時代から継承しており、地域住民の自発的・主体的運営を通じて、地域コミュニティづくりの礎を築いています。しかし、地域事情や住民の価値観が変化しつつある中、旧態依然の取組であればマンネリ化やメンバーの固定化等を生み、その機能が発揮されない場合もあります。急激に変化する時代の流れを踏まえ、地域課題の解決にあたる人材力を高め、学びの成果を地域づくりに活かしていくことが必要であり、地域と関わり、ともに学び合うことに喜びを見いだす人が多く生まれるような取組や仕掛けづくりが課題となっています。

⑹　多文化共生推進プラン

〔めざす姿〕多様な人々が地域や職場の一員として活躍している

市の人口減少が著しい中、外国人住民※は2023年12月末現在1,106人と年々増加傾向（2022年12月末から約150人増）にあり、人口の約70人に１人が外国人住民です。

「暮らしやすいと感じている外国人市民※が増えている」状態を達成するため、コミュニケーション支援、生活支援、意識啓発と地域づくりにかかる事業を展開しています。

外国人市民が円滑にコミュニケーションをとることができ、安全・安心に暮らせるように、外国人支援団体と共に日本語及び日本文化を学ぶ機会の充実を進め、さらに、ワンストップの外国人相談窓口を整備し、市役所窓口等での多言語対応や乳幼児健診等での通訳を実施しています。

また、外国人市民と日本人市民がお互いの文化的違いを認め合えるように、意識啓発や地域との交流を進めるとともに、外国人市民が気軽に集まれる居場所と出番を創出するため、多文化交流サロンを開催しています。

さらに、外国人支援団体等と共に外国人市民の主体的な活動を支援するのと合わせて、外国人人材を発掘し、その能力を発揮できるような機会の創出を進めています。

〔課題〕

一方で、日本語学習ボランティアや通訳者等の人材育成が課題となっています。

また、外国人市民がその能力を発揮できる環境の整備、災害時の外国人市民支援体制の構築等が課題となっています。

※「外国人住民」は、国籍が日本以外の方。「外国人市民」は、外国人住民に加え、国籍が日本にあるものの、外国にルーツを持ち、言葉、生活習慣や文化等が日本と異なる方を含む。

⑺　障害者福祉計画

〔基本理念〕障害のある人もない人も　共に支え合い　自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり
～多様性を受け入れる社会をめざして～

障害のある人が生きがいを持ち、充実した生活を送ることができるよう、社会参加しやすい環境づくりや生きがいづくりの充実に取り組んでいます。

障害者スポーツ大会の開催や、「がっせぇアート展」の市内開催を支援し、障害のある人の社会参加の促進につなげるとともに、地域ごとに開催しているクリスマス会では、地元高校生や短大生のボランティアとの交流機会も創出しています。

また、社会との交流促進の場として、地域活動支援センターがあります。仲間たちと交流を深めながらレクリエーションや創作活動を行い、日中のひとときを過ごせるような場所を提供しています。

その他にも、教養や知識を高めるための生涯学習の機会として、身体や知的に障害がある人を対象とした「くすの木学校」を開校し、軽スポーツ・社会見学など実施しています。また、視覚障害者を対象とした「青い鳥学級」では、講話・社会見学・体験活動など実施しています。それぞれボランティアで構成される運営委員会により運営されています。

〔課題〕

社会との交流促進の場や生涯学習の機会を提供していますが、若い世代への参加につながらず、参加者が減少しています。あわせて、交流や学習の場の運営スタッフとして学生の参画を進めていますが、定着に至っていません。

⑻　人権教育・啓発事業

すべての人が、人権侵害を受けることなく、生涯を通じて健やかに暮らすことができるまちにするため、人権教育や啓発を進めています。

人権教育推進員による学習機会の提供、豊岡市人権教育推進協議会及び但馬地区人権教育研究協議会との連携や人権講演会の開催等を通じた教育・啓発活動を実施しています。

また、人権について考える機会を創出し、人権尊重の意識を広げて、一人一人を尊重するまちづくりを進めるため、「市民ふれあいのつどい」として、「人権文化をすすめる県民運動」推進強調月間（８月）には人権啓発映画鑑賞会を、「人権週間」（12 月）には人権標語・ポスター・こころの詩の表彰式と人権講演会を実施しています。

2023年５月からは、本市に係わる悪質な差別書込みの早期発見と拡散防止等を図るため、「豊岡市インターネット・モニタリング事業」に取り組んでいます。

〔課題〕

各種団体等と連携を深めながら取組を進めていますが、より多くの方に参加いただけるような内容や開催方法の工夫等が課題となっています。

⑼　青少年健全育成事業

地域における青少年の見守り活動や健全な育成を図るため、「地域の子どもは地域で育てよう」を合言葉に、地域・家庭・学校・行政が相互連携と協力を深め、地域が一体となって青少年健全育成事業の推進を行っています。

地域ごとに青少年健全育成地区会議が組織され、見守り活動や文化活動、体験活動など、地域の特性に応じた地域ぐるみでの活動が展開されており、市はその活動を支援しています。

近年、インターネット社会の急激な進展による情報機器の普及は、青少年のSNS等によるトラブルの要因にもなっており、保護者等を対象としたインターネットトラブル防止講演会や児童生徒を対象にしたスマホ・ケータイ安全教室講師派遣の啓発活動を実施しています。

〔課題〕

青少年を取り巻く環境は変化しており現代の課題に対応した取組を行う必要があります。

⑽　その他学びの場の創設

市民の方へ広く生涯学習の機会や場を提供するとともに、市民の交流促進を図ることを目的に、2021年６月「生涯学習サロン」を設置しました。高齢者を中心とした会員で構成される生きがい創造学院の活動拠点となっており、陶芸・木彫・麦わら細工・書道・絵画など、13講座15教室を開催し、約170名が創作活動を行っています。また、夏休みに親子で参加する陶芸・木彫の体験教室を開催しています。

〔課題〕

今後、更なる利用者拡大に向け市民へ情報発信を行い、学習機会の提供を充実させていく必要があります。

これらの分野のほかにも、男女共同参画の推進、PTA活動・子ども会活動の支援など社会教育に関連する事業や普及啓発等を行っています。

第5章　計画の推進

１　推進体制

本計画の理念について、地域住民への理解促進を図り、情報共有に努め、市全体で取組を進めます。

また、計画の推進にあたっては、行政と地域住民、地域、家庭、学校、さらに、社会教育関係団体、青少年団体、NPO法人、大学、企業など、多様な主体と連携・協働しながら効果的な施策の展開を推進します。

⑴　庁内推進体制の強化

計画の推進にあたっては、教育委員会（社会教育課）が中心となり、庁内で情報を共有し、関係部署との連携を強化します。

⑵　推進会議（仮称）の設置

施策等に対する意見等を聴き、効果的な施策の展開を行うため、社会教育関係者、学校教育関係者、関係団体等関係者、保護者、学識経験者等で構成される会議（委員会等）を設置します。

２　進行管理

本計画に基づく施策の実施状況については、各事業の所管課が事業等の点検・評価（自己評価）をまとめ、社会教育課がその成果と課題を把握し関係部署と情報共有を行いながら施策を進めていきます。

資　料

○豊岡市社会教育基本計画策定委員会設置要綱

令和５年５月17日豊岡市教育委員会告示第８号

（設置）

第１条　豊岡市社会教育基本計画（以下「計画」という。）の策定に関し意見を聴くため、豊岡市社会教育基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（協議事項）

第２条　委員会は、次に掲げる事項を協議する。

⑴　計画の策定に関する事項

⑵　前号に掲げるもののほか、計画の策定に関し教育委員会が必要と認める事項

（組織）

第３条　委員会は、委員10人以内で組織する。

（委員）

第４条　委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱する。

⑴　学識経験者

⑵　教育関係者

⑶　関係団体又は機関に属する者

⑷　前３号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、委嘱の日から第２条に規定する協議が終了する日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長等の職務）

第６条　委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第７条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会は、その協議を遂行するため必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は必要な説明若しくは資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、教育委員会社会教育課において処理する。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、告示の日から施行する。

（招集の特例）

２　この要綱の施行後最初に開かれる委員会は、第７条第１項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

（失効）

３　この要綱は、委員会が第２条に規定する協議を終了した日限り、その効力を失う。

○豊岡市社会教育基本計画策定委員会委員名簿

No.		氏　名	所属団体等
1	委 員 長	清國　祐二	学識経験者 （大分大学大学院教育学研究科教授）
2	副委員長	太田　博章	学識経験者 （元豊岡市社会教育委員長）
3	委　　員	河本　純子	豊岡市小学校長会
4	〃	古林　京子	コミュニティたけの
5	〃	山本　朋子	豊岡市美術協会
6	〃	西 田　　清	豊岡市スポーツ協会
7	〃	宮 田　　索	生きがい創造学院事務局
8	〃	小松　和巳	豊岡市子どもと心でつながる市民運動推進協議会
9	〃	小川　綾子	豊岡市ＰＴＡ連合会
10	〃	木村　尚子	障害福祉関係団体

事務局/社会教育課

○策定経過

日　付	内　　容
2023年６月５日（月）	第１回庁内検討部会 計画策定の概要説明、各課の取組・課題の整理 ヒアリングシート作成
６月16日（金）	第１回策定委員会 委員委嘱、委員長・副委員長選任 市の現状と課題、計画策定の趣旨及び概要、策定スケジュール
６月16日（金）	社会教育講演会 演題　地域づくりにつなぐ社会教育の役割 講師　大分大学大学院教育学研究科　清國祐二氏
８月21日（月）	第２回策定委員会 課題の共有と整理、基本理念（めざす姿）の協議
10月26日（木）	第２回庁内検討部会 策定経過報告、各課の取組・課題・実績の整理
12月22日（金）	第３回策定委員会 素案（基本理念、基本方針）の協議
2024年３月４日（月）	第４回策定委員会 計画案の協議
３月27日（水）	第３回庁内検討部会 策定経過報告、計画案の意見聴取
３月28日（木）	教育委員協議会 計画案の意見聴取
４月17日（水） ～４月30日（火）	パブリックコメント実施
５月23日（木）	第５回策定委員会 計画案の最終協議
６月27日（木）	教育委員会会議に提案

○関係法令等

◇ 豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例（平成24年6月27日条例第40号）

（ふるさとへの想い）

日本の空から一度は姿を消したコウノトリが、再び豊岡の空に羽ばたきました。

田んぼの中に、実りを手にする人々の笑顔や子どもたちの姿、そしてさまざまな生きものが戻りつつあります。

わたしたちのふるさとでは、家族や親戚、近所の人が一緒になって稲の一株一株をおろそかにすることなく収穫する風景があり、人と人とがつながり合う暮らしが大切にされていました。

（未来への責任）

今を生きるわたしたちは、改めて過去を見つめ直し、一人一人のいのち、一つ一つのいのちがかけがえのないものであること、すべてのいのちは自然界の一員としてつながっていること、そしていのちは互いに支え合っていることを深く理解し、まちづくりの基礎として未来に引き継いでいかなければなりません。

（いのちへの共感）

わたしたちは、みんな何かでつながっています。そして、一つ一つが互いに大切な一員として結び付いて自然界を成しており、不必要といえるものは何もありません。

自分のいのちには、限りがあります。だからいとおしく、大切なものです。

自分のいのちに思いを寄せ、他のいのちに思いを寄せる。その繰り返しの中から、いのちへの共感が生まれてきます。

（まちづくりへの決意）

戦争や大災害で絶たれたいのちへの痛恨の思い、人権問題への真剣な取組み、偉大なる先人たちの取組み、さまざまなことへ挑戦する人々の姿勢への共鳴、コウノトリの野生復帰から得られた人と生きものとの共生など、これまで豊岡が積み重ねてきた経験は、いのちへの共感となってつながり、大きな輝きを放っていくものと信じています。

わたしたちは、これからのまちづくりの中で、さまざまないのちがつながる取組みを自らが実践し、「いのちへの共感に満ちたまちづくり」を広げ、深めていくことを決意します。

（この条例が目指すこと）

第１条　この条例は、市が、いのちへの共感に満ちたまちをつくるための基本的な考え方、方法や役割を定めます。また、市と市民（以下「わたしたち」という。）の協力と共感のもと、まちづくりを進め、未来に引き継いでいくことを目的とします。

（基本的な考え方）

第２条　わたしたちは、次の基本的な考え方に基づき、「いのちへの共感に満ちたまちづくり」を進めていきます。

(1)　限られているいのちを大切にします。

(2)　いのちのつながりを広げ、深めていきます。

(3)　いのちのつながりを未来へ引き継いでいきます。

（条例の位置付け）
第３条　市は、この条例の理念を、市が定め、実施する基本的計画の根底に置きます。
（市の役割）
第４条　市は、市民が暮らしと歴史の中で経験したいのちへの共感を、さらに広げ、深めるために、市民と協働してまちづくりを進めます。
（市民の役割）
第５条　市民は、暮らしの中で互いのいのちの尊さ、家族・地域のつながりを大切にし、市や地域、学校、企業等と広く連携して、生き生きと暮らせるまちづくりを進めます。
（取組みの方法）
第６条　わたしたちは、これまで実践してきた次のまちづくりを基本に、具体的な取組みを進め、さまざまな分野の取組みと連携して広げていきます。
(1)　いのちを守るまちづくり
(2)　一人一人を尊重するまちづくり
(3)　ふるさとを愛するまちづくり
(4)　挑戦する心を育むまちづくり
(5)　人と生きものが共生するまちづくり
（いのちを守るまちづくり）
第７条　わたしたちは、かけがえのない日常を一瞬にして奪った戦争と大災害を教訓に、地域のつながりや支え合いと平和な日常の大切さを学んできました。わたしたちは、次のとおりいのちを守るまちづくりを進めていきます。
(1)　防災力の向上を図るために訓練や研修を進め、災害時に「公助」「共助」「自助」を連携させ、災害に強い体制づくりを進めていきます。
(2)　生涯を通じて健康で生きがいを持って、心豊かに暮らすことができる「歩いて暮らすまちづくり」を進めていきます。
(3)　安心して子どもを産み、育て、子どもたちの笑顔が輝くまちをつくるため、まちぐるみで子育て支援活動を進めていきます。
（一人一人を尊重するまちづくり）
第８条　わたしたちは、互いの違いを認め合い、たくさんの人に支えられ、生かされていることを理解し、すべての人が人として尊重されるまちを目指して努力を続けてきました。わたしたちは、次のとおり一人一人を尊重するまちづくりを進めていきます。
(1)　年齢、性別、障害、文化等の違いにかかわりなく、一人一人が持てる力を発揮して、生き生きと社会に参加し、活動ができるユニバーサル社会づくりを進めていきます。
(2)　一人一人が地域の一員として、自発的かつ自律的に男女共同参画社会づくりのための活動に参画し、人と人、家族や地域社会との絆を深め、互いに支え合うまちづくりを進めていきます。
(3)　すべての人が、人権侵害を受けることなく、生涯を通じて健やかに暮らすことができるまちにするため、人権教育や啓発を進めていきます。

（ふるさとを愛するまちづくり）

第9条　わたしたちは、地域ぐるみで人とふるさとを育てるために「いのちの教育」や「村を育てる学力」づくりを学んできました。わたしたちは、次のとおりふるさとを愛するまちづくりを進めていきます。

(1)　一人一人が輝き、ふるさとを愛する子どもを育む教育に取り組んでいきます。

(2)　生きる力、助け合う心を持った子どもたちを地域全体で育てる自然体験や農業体験を進めていきます。

(3)　地域の活性化やコミュニティ活動の促進を図り、地域らしさを生かしたまちづくりを進めていきます。

（挑戦する心を育むまちづくり）

第10条　わたしたちは、大いなる好奇心を持ち続け、不撓不屈の精神で未知の世界を切り拓いていく人々に惜しみない拍手を送ってきました。わたしたちは、次のとおり挑戦する心を育むまちづくりを進めていきます。

(1)　どんな困難に遭っても決してくじけない心や、生きる力を育てるために、「子どもの野生復帰大作戦」等の取組みを進めていきます。

(2)　目標に向かって進む謙虚でひたむきな姿や、人々に夢と希望、そして勇気を与える創造的な行動を顕彰する取組みを進めていきます。

（人と生きものが共生するまちづくり）

第11条　わたしたちは、コウノトリの野生復帰の取組みを通して、自然界のさまざまないのちがかかわり合って生きていることに改めて気付かされました。わたしたちは、次のとおり人と生きものが共生するまちづくりを進めていきます。

(1)　生きものと共生するまちづくりを進めるため、「生物多様性地域戦略」に取り組んでいきます。

(2)　安全・安心な農産物と多様な生きものを育み、環境負荷の軽減に配慮した「環境創造型農業」を進めていきます。

(3)　5月20日の「生きもの共生の日」を広め、いのちのつながりを大切にする啓発活動に取り組んでいきます。

(4)　いのちと環境を守るため、持続可能な自然エネルギーの利活用や省エネルギーを進めていきます。

（その他）

第12条　この条例に定めるもののほかに必要な事項は、市長及び教育委員会等が定めます。

附　則

この条例は、公布の日から施行します。

◇ 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号) 抜粋

(社会教育の定義)

第２条　この法律において「社会教育」とは、学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成 18 年法律第 77 号)に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む。)をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第３条　国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

２　国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たつては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。

３　国及び地方公共団体は、第１項の任務を行うに当たつては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第５条　市(特別区を含む。以下同じ。)町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

１　社会教育に必要な援助を行うこと。

２　社会教育委員の委嘱に関すること。

３　公民館の設置及び管理に関すること。

４　所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。

５　所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。

６　講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

７　家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。

８　職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。

９　生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

10　情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。

11　運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。

12　音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。

13　主として学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第18条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

14　青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

15　社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。

16　社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。

17　視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。

18　情報の交換及び調査研究に関すること。

19　その他第３条第１項の任務を達成するために必要な事務

２　市町村の教育委員会は、前項第13号から第15号までに規定する活動であつて地域住民その他の関係者(以下この項及び第９条の７第２項において「地域住民等」という。)が学校と協働して行うもの(以下「地域学校協働活動」という。)の機会を提供する事業を実施するに当たつては、地域住民等の積極的な参加を得て当該地域学校協働活動が学校との適切な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域住民等と学校との連携協力体制の整備、地域学校協働活動に関する普及啓発その他の必要な措置を講ずるものとする。

◇教育基本法(平成 18 年法律第 120 号)抜粋

(生涯学習の理念)

第３条　国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

(社会教育)

第 12 条　個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

２　国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

(学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第 13 条　学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力に努めるものとする。

◇2018 年 12 月中央教育審議会答申概要

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）概要

第１部　今後の地域における社会教育の在り方

＜地域における社会教育の目指すもの＞

１．地域における社会教育の意義と果たすべき役割～「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくり～

多様化し複雑化する課題と社会の変化への対応の要請

- 人口減少、高齢化、グローバル化、貧困、つながりの希薄化、社会的孤立、地方財政の悪化、SDGsに向けた取組　等
  ⇒ 持続可能な社会づくりを進めるために、住民自らが担い手として地域運営に主体的に関わっていくことが重要
- 人生100年時代の到来、Society5.0実現の提唱　等
  ⇒ 誰もが生涯にわたり必要な学習を行い、その成果を生かすことのできる生涯学習社会の実現へ向けた取組が必要

社会教育：個人の成長と地域社会の発展の双方に重要な意義と役割

人づくり
自主的・自発的な学びによる知的欲求の充足、自己実現・成長

つながりづくり
住民の相互学習を通じ、つながり意識や住民同士の絆の強化

学びと活動の好循環

地域づくり
地域に対する愛着や帰属意識、地域の将来像を考え取り組む意欲の喚起
住民の主体的参画による地域課題解決

２．新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり
社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化
社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍
学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

＜「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策＞

１．学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 楽しさをベースとした学びや地域防災、健康長寿など、関心の高い学び等、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

２．多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

３．多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

４．社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

1

◇2022 年８月　中央教育審議会生涯学習分科会

第11期中央教育審議会生涯学習分科会における議論の整理【概要】

～全ての人のウェルビーイングを実現する、共に学び支えあう生涯学習・社会教育に向けて～

1　生涯学習・社会教育をめぐる現状・課題

○ 社会やライフスタイルの変化等により、人と人との「つながり」の希薄化、困難な立場にある人々（貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人等）などに関する課題が顕在化・深刻化

⇒ **社会的包摂**と、その実現を支える**地域コミュニティ**が一層重要に

○「新しい資本主義」に向けた人への投資の充実、デジタル社会の進展への対応の必要性が増大

⇒ **社会人の学び直し**をはじめとする生涯学習が一層重要に

特に、**デジタルデバイド解消**や、国民全体の**デジタルリテラシー向上**が喫緊の課題に（デジタル田園都市国家構想の実現）

2　生涯学習・社会教育が果たしうる役割

○生涯学習：　職業や生活に必要な知識を身につけ自己実現を図るためのもの。他者との学び合い・教え合いにより豊かな学びにつながるもの

○社会教育：　学びを通じて「人づくり・つながりづくり・地域づくり」の循環を生み、持続的な地域コミュニティを支える基盤となるもの

人生100年時代・VUCAの時代においては、こうした従来の役割に加え、下記の役割がより重要に

ウェルビーイングの実現

ウェルビーイング：「個人」の幸せ＋　周囲の「場」のよい状態

＜生涯学習＞	＜社会教育＞
「個人」の生涯にわたる自己実現を図る学習	学びを通じた「人づくり・つながりづくり・地域づくり」

生涯学習を通じた個人の成長と、持続的な地域コミュニティを支える社会教育は、ウェルビーイングの実現に密接不可分

社会的包摂の実現

貧困の状況にある子供、障害者、高齢者、孤独・孤立の状態にある者、外国人、女性など、それぞれに学習ニーズがある

▼

誰一人として取り残すことなく、学習機会を提供する

デジタル社会に対応

デジタルデバイド解消を含め、デジタルによる格差や分断のないデジタル化を実現する社会的要請

▼

国民全体のデジタルリテラシーの向上を目指す

地域コミュニティの基盤

リアル・オンラインの双方で、地域住民がつながる「場」として社会教育施設を活用し、共に学びあう社会教育

＋

コミュニティ・スクールや地域学校協働活動への地域住民の参画（学校と地域の連携）

▼

「学び」を通じた、人と人とのつながり・絆の深まりが、地域コミュニティの基盤を安定させる

3　今後の生涯学習・社会教育の振興方策

公民館等の社会教育施設の機能強化

- 公民館等の役割を明確化（社会的包摂の実現、地域コミュニティづくり、子供の居場所としての役割等）
- リアルとオンラインの双方で、住民が相互に「つながり」を持てる共同学習・交流を促進⇒ 地域コミュニティの基盤に
- 公民館等のデジタル基盤を強化（PC等の機器導入、Wi-fi環境整備等）
- デジタルデバイドの解消やデジタル・シティズンシップの育成のための教育⇒ 国民全体のデジタルリテラシー向上へ
- 他機関との連携（自前主義からの脱却）や、住民の意向を反映できる運営や評価の在り方の見直し等による運営改善

社会教育人材の養成、活躍機会の拡充

- 社会教育主事の配置を促進⇒ 地域課題に応じた関連部局・施策と社会教育との連携・調整を推進
- 社会教育士の公民館等への配置促進、社会教育士のネットワーク化等による活躍機会の拡大
- 多様な分野の施策と連携しつつ、つながりづくり・地域づくりを担えるよう、社会教育士に係る制度の在り方を検討（例：社会教育士の役割や称号付与要件の見直し等）
- 社会教育人材の継続的な学習機会の確保も検討（デジタルに関するスキルアップ・現代的課題への対応等）

地域と学校の連携・協働の推進

- コミュニティ・スクールについて、十分な理解の下で全国的に導入を加速
- 地域学校協働活動推進員の常駐化や、学校運営協議会の運営等に係る支援員の新たな配置の促進
- 保護者、PTA活動の経験者、ＮＰＯや企業関係者などの多様な地域住民の参加を推進
- 部活動の地域移行の推進に向け、地域の実情に応じ、社会教育関係団体等と積極的に連携

リカレント教育の推進

- 時間的・経済的な制約の中で学び直しを希望する女性や就業者、求職者など個々人のニーズに応じたリカレント教育を充実
- ①大学・専門学校におけるリカレント教育プログラムの充実、②社会人が受講しやすい時間帯・期間・授業形態等の工夫、③情報発信の充実（公民館や民間等によるものを含む）④学習履歴の可視化（オープンバッジ等のデジタル技術の活用）等を推進

多様な障害に対応した生涯学習の推進

- 障害者の生涯学習を、国・各地方公共団体の生涯学習・社会教育推進施策として明確に位置付ける
- 障害者の生涯学習推進を担う人材育成・確保や、共生社会についての理解を促進

- 国は、生涯学習・社会教育が、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築の役割を果たせるよう、振興方策の全体像を明確化
- 国及び地方公共団体は、国民全体のデジタルリテラシーの向上に向けた取組をこれまで以上に推進
- 地方公共団体は、社会教育主事の配置や社会教育士の活躍機会の拡充を積極的に検討。また、社会的包摂の実現や地域コミュニティ構築に関連する部局やNPO等民間団体との連携・協力を促進（教育委員会は総合教育会議等を活用して首長部局と積極的に連携）

小さな世界都市
-Local & Global City-
TOYOOKA

豊岡市社会教育基本計画

2024年６月

発行　豊岡市教育委員会事務局社会教育課
〒668-8666　豊岡市中央町２番４号
電　話　0796-24-8113（直通）
ＦＡＸ　0796-23-6577
Mail　shakaikyouiku@city.toyooka.lg.jp